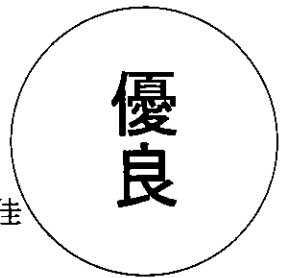


産業廃棄物処分業許可証

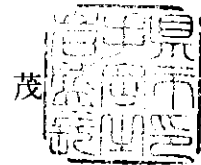


住 所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

氏 名 クリーンセンター花泉有限会社 代表取締役 佐藤 由佳  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 内 館 茂



許可の年月日 令和 6年11月25日

許可の有効年月日 令和13年11月24日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (移動式造粒固化施設による造粒固化処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・汚泥

以下余白

(2) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破碎物であるものを除く。)

・廃プラスチック類

・紙くず

・木くず

・繊維くず

・ゴムくず

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)  
及び陶磁器くず

以下余白



2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式造粒固化施設

ア 設置場所 排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1)

イ 設置年月日 平成16年6月30日

ウ 処理能力 336m<sup>3</sup>/日

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)

(2) 移動式破碎施設

ア 設置場所 排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1)

イ 設置年月日 平成16年12月20日

ウ 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。) 13.45t/日

紙くず 13.45t/日

木くず 16.8t/日

繊維くず 13.45t/日

ゴムくず 16.8t/日

金属くず (自動車等破碎物を除く。) 33.62t/日

ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破碎物を除く。)

(以下、裏面記載)

エ 設置許可年月日 平成16年10月25日  
オ 設置許可番号 第104007-17号  
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年11月25日 当初許可  
平成19年11月25日 更新許可  
平成24年11月25日 更新許可  
平成29年11月25日 更新許可(優良認定)  
令和3年4月5日 変更届出書受理(代表者を佐藤謙吾から変更したこと。)  
令和6年11月25日 更新許可(優良認定)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

